

資料編

1. 現況データ

(1) 人口

1) 人口・世帯数（現況と将来）

- 人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にある。
- 将来人口は減少していく見込みである。

- 平成 27(2015) 年の人口は 118,919 人、世帯数は 46,390 世帯、世帯人員は 2.56 人／世帯となっており、平成 12(2000) 年と比較すると、人口は約 6,700 人減少し、世帯数は約 4,300 世帯増加している。
- 人口の減少、世帯数の増加に伴い、世帯人員も減少しており、核家族化が進行している様子がうかがえる。
- 平成 57(2045) の将来人口の推計値は、92,525 人となっており、平成 27(2015) 年と比較すると、人口は約 26,000 人の減少が見込まれる。

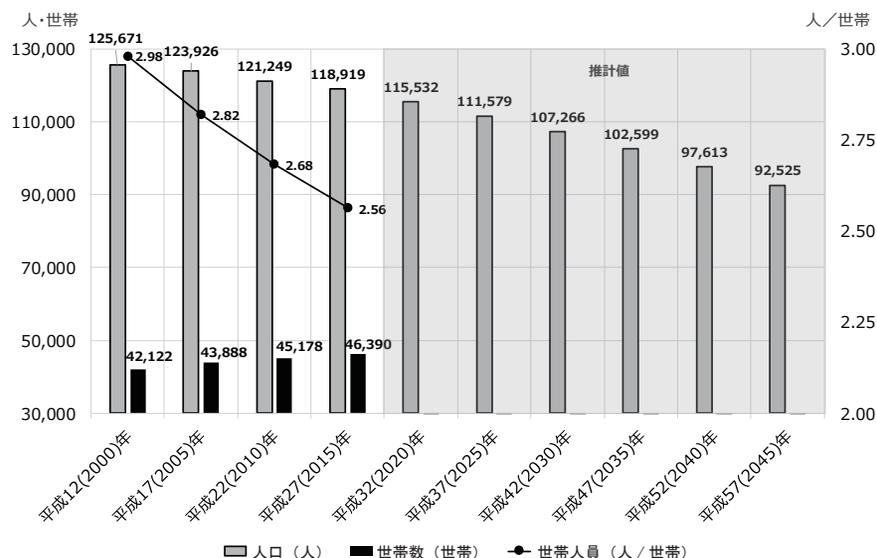
◆人口・世帯数等の推移（現況と将来）

	実績値			
	平成12(2000)年	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年
人口(人)	125,671	123,926	121,249	118,919
世帯数(世帯)	42,122	43,888	45,178	46,390
世帯人員(人/世帯)	2.98	2.82	2.68	2.56
人口密度(人/km ²)	353	348	341	334

	推計値					
	平成32(2020)年	平成37(2025)年	平成42(2030)年	平成47(2035)年	平成52(2040)年	平成57(2045)年
人口(人)	115,532	111,579	107,266	102,599	97,613	92,525

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

◆人口・世帯数等の推移（現況と将来）



2) 年齢階層別人口

●少子化、高齢化が進行している。

- 平成27(2015)年の年齢階層別人口は、15歳未満が14,364人(12.1%)、15～64歳が70,826人(59.6%)、65歳以上が33,079人(27.8%)となっている。
- 平成12(2000)年からの構成比の推移を見ると、15歳未満で2.5ポイント、15～64歳で6.2ポイント減少しているのに対し、65歳以上では8.3ポイント増加と、高齢化の進行が顕著に表れている。
- 平成57(2045)年には、65歳以上の割合が全体の37.0%を占める推計となり、平成27(2015)年より9.2ポイント増加する見込みである。

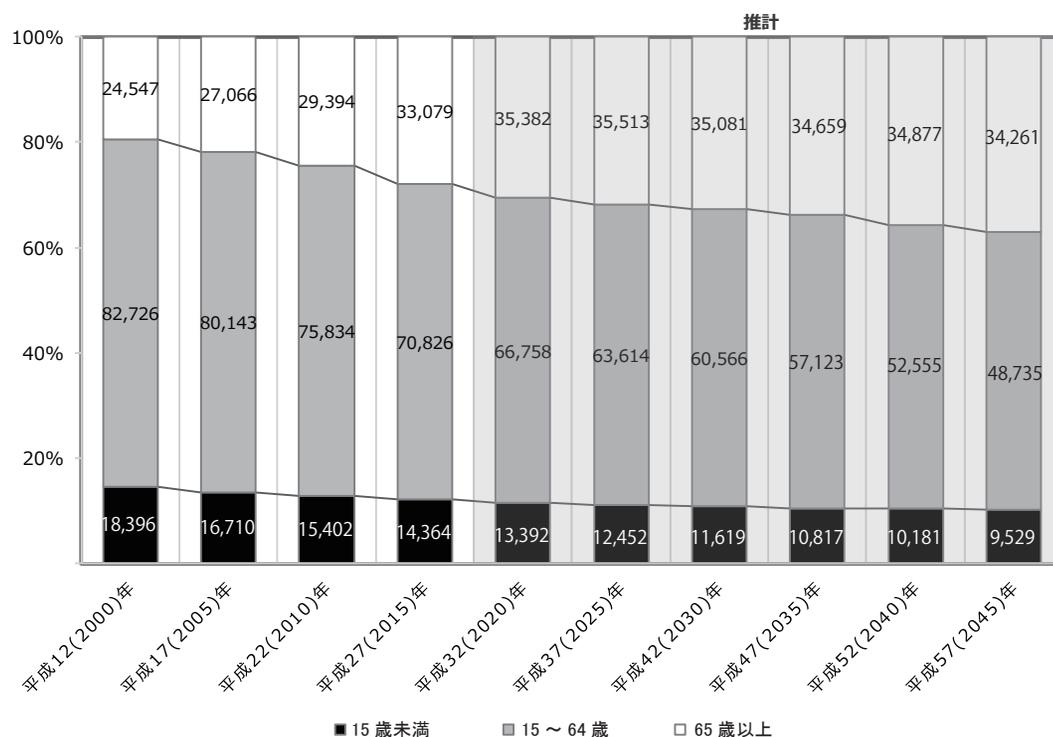
◆年齢階層別人口の推移

	平成12(2000)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年		平成32(2020)年	
総人口	125,671	100.0%	123,926	100.0%	121,249	100.0%	118,919	100.0%	115,532	100.0%
15歳未満	18,396	14.6%	16,710	13.5%	15,402	12.7%	14,364	12.1%	13,392	11.6%
15～64歳	82,726	65.8%	80,143	64.7%	75,834	62.5%	70,826	59.6%	66,758	57.8%
65歳以上	24,547	19.5%	27,066	21.8%	29,394	24.2%	33,079	27.8%	35,382	30.6%
	平成37(2025)年		平成42(2030)年		平成47(2035)年		平成52(2040)年		平成57(2045)年	
総人口	111,579	100.0%	107,266	100.0%	102,599	100.0%	97,613	100.0%	92,525	100.0%
15歳未満	12,452	11.2%	11,619	10.8%	10,817	10.5%	10,181	10.4%	9,529	10.3%
15～64歳	63,614	57.0%	60,566	56.5%	57,123	55.7%	52,555	53.8%	48,735	52.7%
65歳以上	35,513	31.8%	35,081	32.7%	34,659	33.8%	34,877	35.7%	34,261	37.0%

平成32(2020)年以降は推計値

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

◆年齢階層別人口比率の変化



※人口(総数)には年齢不詳が含まれるため、年齢階層別人口の合計値とは一致しない。

3) 人口動態

●自然動態は横ばいであり、社会動態は減少している。

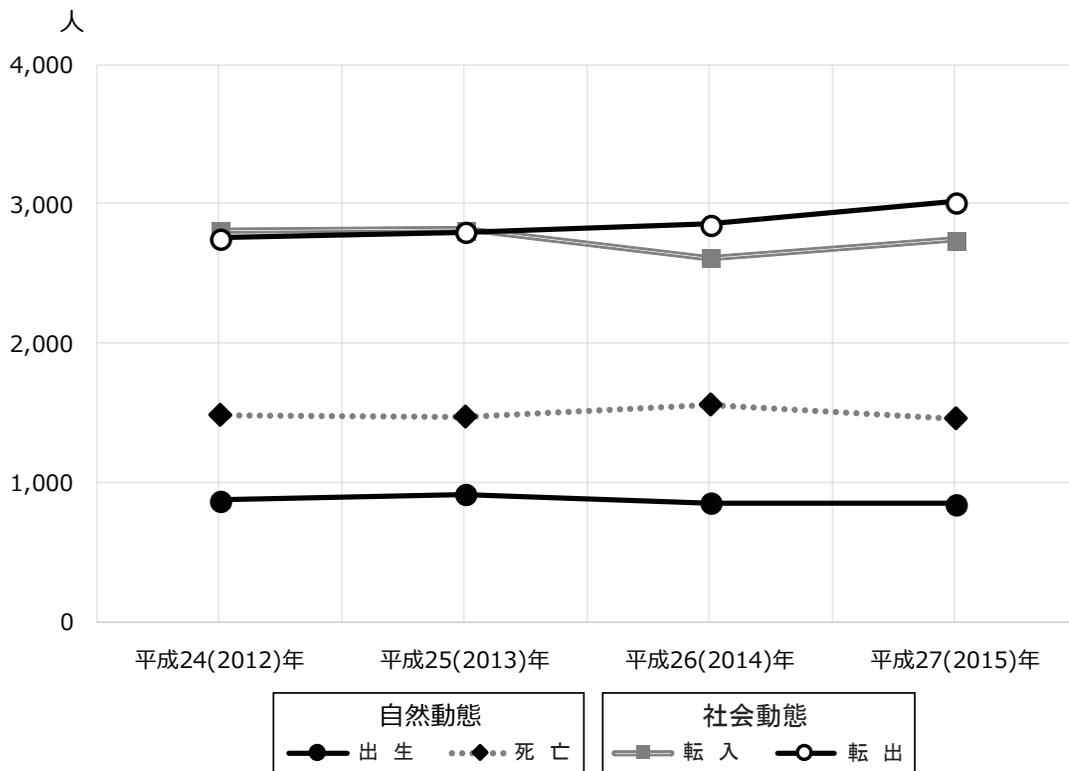
- 平成27(2015)年の人口動態を見ると、自然動態では612人の減少、社会動態では273人の減少となっている。
- 近年の傾向を見ると、平成25(2013)年からの出生数の低下、死亡数の変化により自然動態が毎年増減している。また、社会動態では平成26(2014)年から転出が転入を上回っており、社会移動が加速している。

◆人口動態の推移

	平成24(2012)年	平成25(2013)年	平成26(2014)年	平成27(2015)年
自然動態	△ 612	△ 556	△ 705	△ 612
出生	870	913	854	848
死亡	1,482	1,469	1,559	1,460
社会動態	51	19	△ 240	△ 273
転入	2,807	2,816	2,611	2,740
転出	2,756	2,797	2,851	3,013
人口増減	△ 561	△ 537	△ 945	△ 885

資料：佐野市統計書

◆人口動態の推移



4) 昼間人口

● 流入人口、流出人口は均衡している。

- 平成 27(2015) 年の常住人口は 118,919 人、流入人口は 17,818 人、流出人口は 18,411 人、昼間人口は 118,326 人となっている。
- 常住人口、昼間人口ともに平成 17(2005) 年から平成 27(2015) 年にかけて減少している。
- 流入人口は平成 22(2010) 年に減少した後、平成 27(2015) 年に増加がうかがえ、流出人口も同様の傾向がうかがえる。常住人口に対する昼間人口の割合は減少しており、平成 27 (2015) 年では 99.5%となっている。

◆ 昼間人口の推移

	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年
常住人口 (A)	123,919	121,249	118,919
流入人口 (B)	17,407	16,932	17,818
流出人口 (C)	17,463	16,984	18,411
昼間人口 (D) 【D=A+B-C】	123,863	121,197	118,326
常住人口に対する昼間人口の割合【D/A】	100.0%	100.0%	99.5%

(人、%)

資料：国勢調査

5) 産業別就業人口

●就業人口は減少傾向にあるものの、各産業人口の構成比に大きな変化はみられない。

- 平成27(2015)年の就業人口は58,152人で、その内訳を見ると、第1次産業就業人口は1,589人、第2次産業就業人口は20,743人、第3次産業就業人口は34,796人となっている。
- 平成17(2005)年と比較すると、第1次産業、第2次産業ではそれぞれ1.3ポイント、2.4ポイントの減少、第3次産業で2.5ポイントの増加と、近年第3次産業の全体に占める割合が増加している。

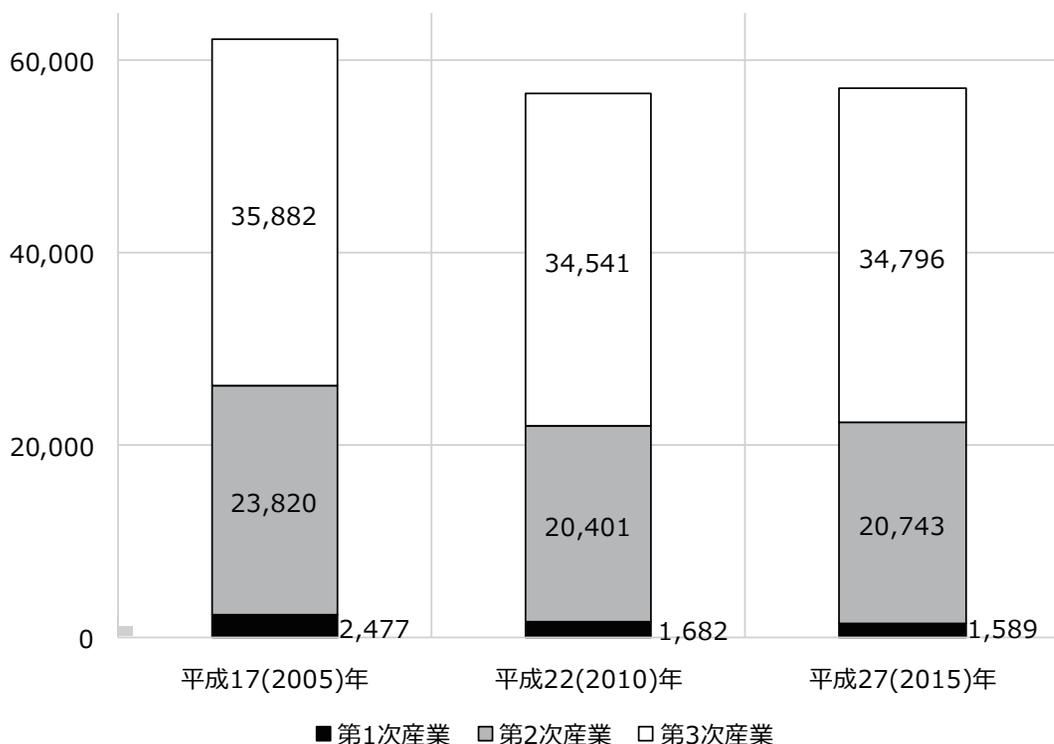
◆産業別就業人口の推移

	平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年	
就業人口	62,580	100.0%	58,918	100.0%	58,152	100.0%
第1次産業	2,477	4.0%	1,682	2.9%	1,589	2.7%
第2次産業	23,820	38.1%	20,401	34.6%	20,743	35.7%
第3次産業	35,882	57.3%	34,541	58.6%	34,796	59.8%
分類不能の産業	401	0.6%	2,294	3.9%	1,024	1.8%

(人、%)

資料：国勢調査

◆産業別就業人口の推移



(2) 産業

1) 事業所数

●建設業、製造業、卸売・小売業、教育・学習支援業などでの事業所数、従業者数の減少、医療・福祉での事業所数、従業者数の増加が顕著である。

- 平成26(2014)年の事業所数は6,652件、従業者数は56,778人となっており、特に製造業、卸売・小売業の事業所数が多い。
- 平成21(2009)年と比較すると、事業所数、従業者数とも減少傾向にあり、建設業、製造業、卸売・小売業、教育・学習支援業などでは事業所数や従業者数が大きく減少している。一方で、医療・福祉では事業所数、従業者数ともに大きく増加している。

◆事業所数・従業者数の推移

	事業所数			従業者数		
	平成21(2009)年	平成26(2014)年	増減	平成21(2009)年	平成26(2014)年	増減
全産業	7,193	6,652	-541	59,311	56,778	-2,533
農林漁業	16	21	5	142	236	94
鉱業、採石業、砂利採取業	7	7	0	93	61	-32
建設業	753	659	-94	4,106	3,789	-317
製造業	1,062	964	-98	15,497	15,415	-82
電気・ガス・熱供給・水道業	6	7	1	93	86	-7
情報通信業	19	16	-3	107	94	-13
運輸、郵便業	188	182	-6	3,109	2,788	-321
卸売、小売業	1,984	1,708	-276	12,573	10,980	-1,593
金融、保険業	87	83	-4	915	788	-127
不動産、物品賃貸業	356	343	-13	843	944	101
学術研究、専門・技術サービス業	201	181	-20	1,756	1,170	-586
宿泊、飲食サービス業	773	732	-41	5,190	4,936	-254
生活関連サービス、娯楽業	637	585	-52	3,526	3,060	-466
教育、学習支援業	268	260	-8	2,396	1,840	-556
医療、福祉	392	466	74	4,905	6,389	1,484
複合サービス事業	39	37	-2	330	579	249
サービス業 (他に分類されないもの)	364	359	-5	2,634	2,524	-110
公務 (他に分類されないもの)	41	42	1	1,096	1,099	3

(件、人)

資料：経済センサス－活動調査

2) 工業

●事業所数は減少傾向、製造品出荷額は平成 24（2012）年を除き増加傾向にある。

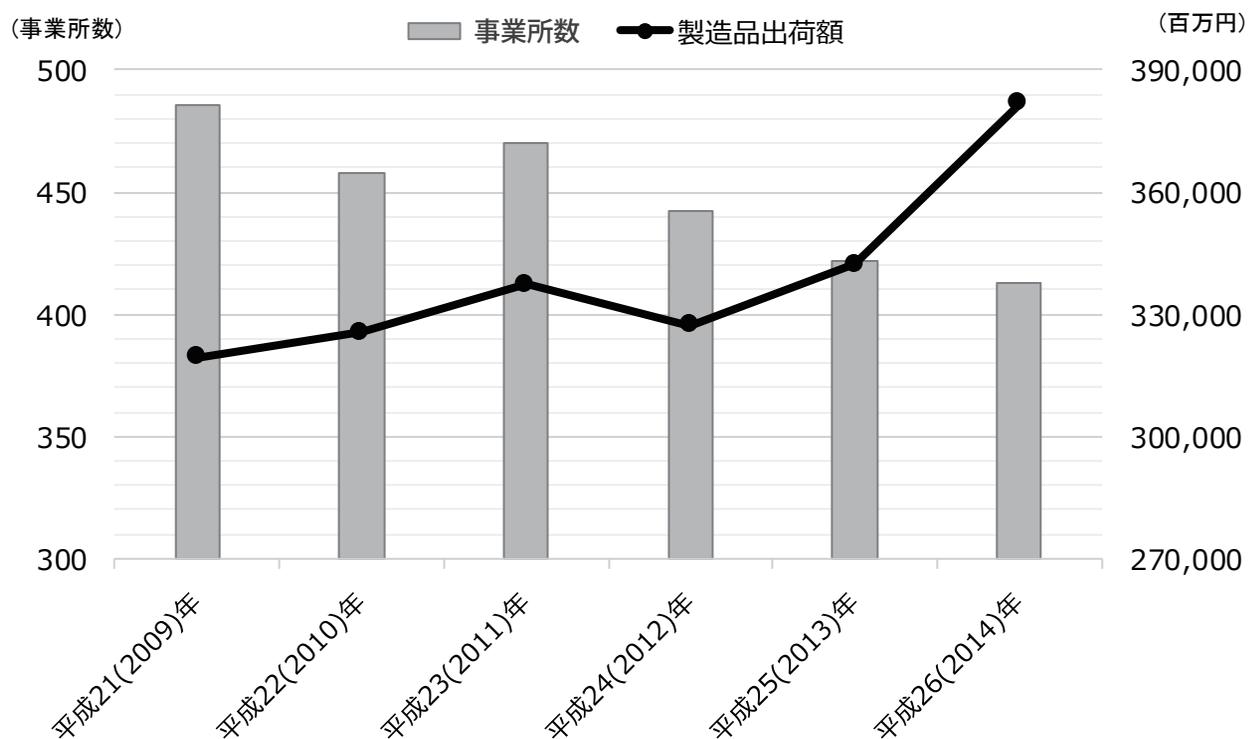
- 平成 26(2014) 年の事業所数は 413 件、従業者数は 13,403 人、製造品出荷額は 381,842 百万円、従業者 1 人当たり製造品出荷額は 28.5 百万円となっている。
- 平成 21(2009) 年からの推移をみると、事業所数は減少傾向にある一方で、従業者数は増減を繰り返しており、13,000 人強で安定している。製造品出荷額は平成 24(2012) 年に落ち込んだものの平成 25(2013) 年、平成 26(2014) 年と増加しており、3,100 ～ 3,800 億円程度で推移している。

◆事業所数、製造品出荷額等の推移

	平成21(2009)年	平成22(2010)年	平成23(2011)年	平成24(2012)年	平成25(2013)年	平成26(2014)年
事業所数 (件)	486	458	470	442	422	413
従業者数 (人)	13,298	13,303	13,114	13,801	13,275	13,403
製造品出荷額 (百万円)	319,409	325,454	337,259	327,250	342,189	381,842
従業者1人当たり製造品出荷額 (百万円/人)	24.0	24.5	25.7	23.7	25.8	28.5

資料：工業統計

◆事業所数、製造品出荷額等の推移



3) 商業（小売業）

●従業者数、年間商品販売額は近年増加傾向にある。

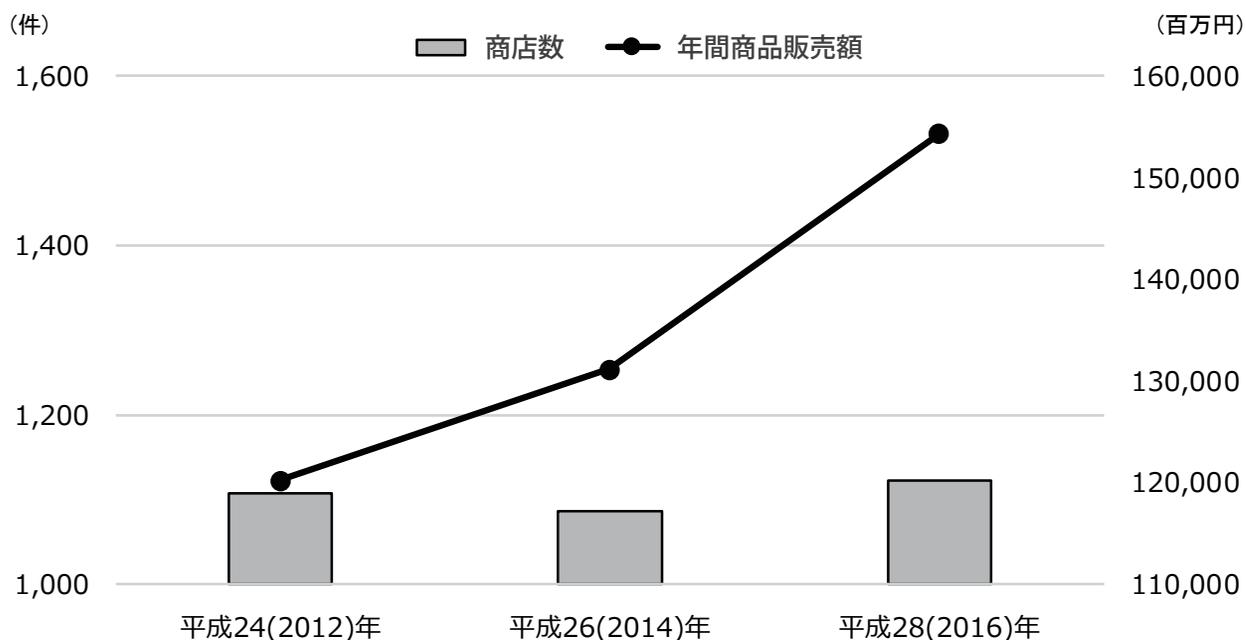
- 平成28(2016)年の商店数は1,123件、従業者数は6,909人、年間商品販売額は154,322百万円、従業者1人当たり年間商品販売額は22.3百万円となっている。
- 平成24(2012)年からの推移をみると、商店数は横ばいであるが、従業者数、年間商品販売額は増加傾向にある。

◆商店数、年間商品販売額等（小売業）の推移

	平成24(2012)年	平成26(2014)年	平成28(2016)年
商店数(件)	1,107	1,086	1,123
従業者数(人)	6,282	6,590	6,909
年間商品販売額(百万円)	120,252	131,189	154,322
従業者1人当たり年間商品販売額(百万円/人)	19.1	19.9	22.3

資料：商業統計

◆商店数、年間商品販売額の推移



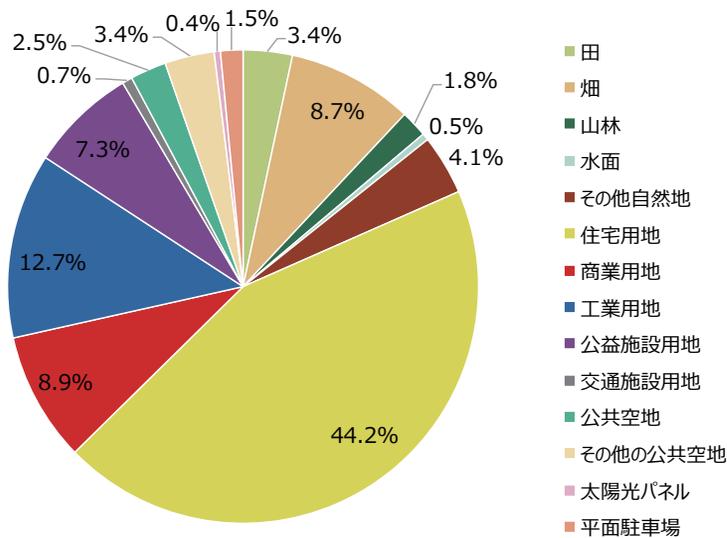
(3) 土地利用

1) 土地利用現況

●土地利用の構成は市街化区域内外で大きく異なる。

- 市街化区域では、住宅用地(44.2%)が多くの割合を占めている。
- 市街化調整区域では、田(27.8%)、畑(6.7%)、山林(37.1%)が全体の半数以上の割合を占めている。

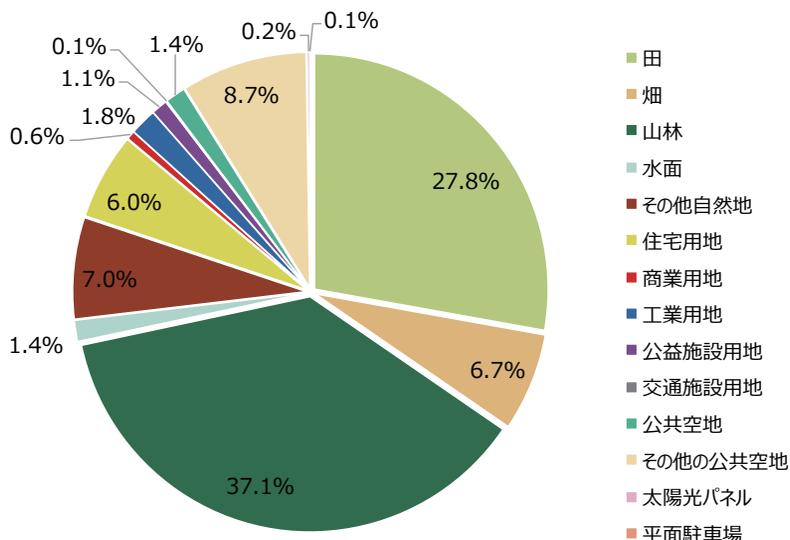
◆土地利用の状況(市街化区域)



土地利用	面積 (㎡)	割合
田	85.4	3.4%
畑	218.9	8.7%
山林	46.3	1.8%
水面	11.8	0.5%
その他自然地	103.7	4.1%
住宅用地	1,119.4	44.2%
商業用地	224.0	8.9%
工業用地	320.2	12.7%
公益施設用地	184.6	7.3%
交通施設用地	17.7	0.7%
公共空地	62.4	2.5%
その他の公共空地	86.1	3.4%
太陽光パネル	10.8	0.4%
平面駐車場	38.9	1.5%
合計	2,530.2	100%

※割合は小数点第2位を四捨五入しているため
合計が一致しない場合がある

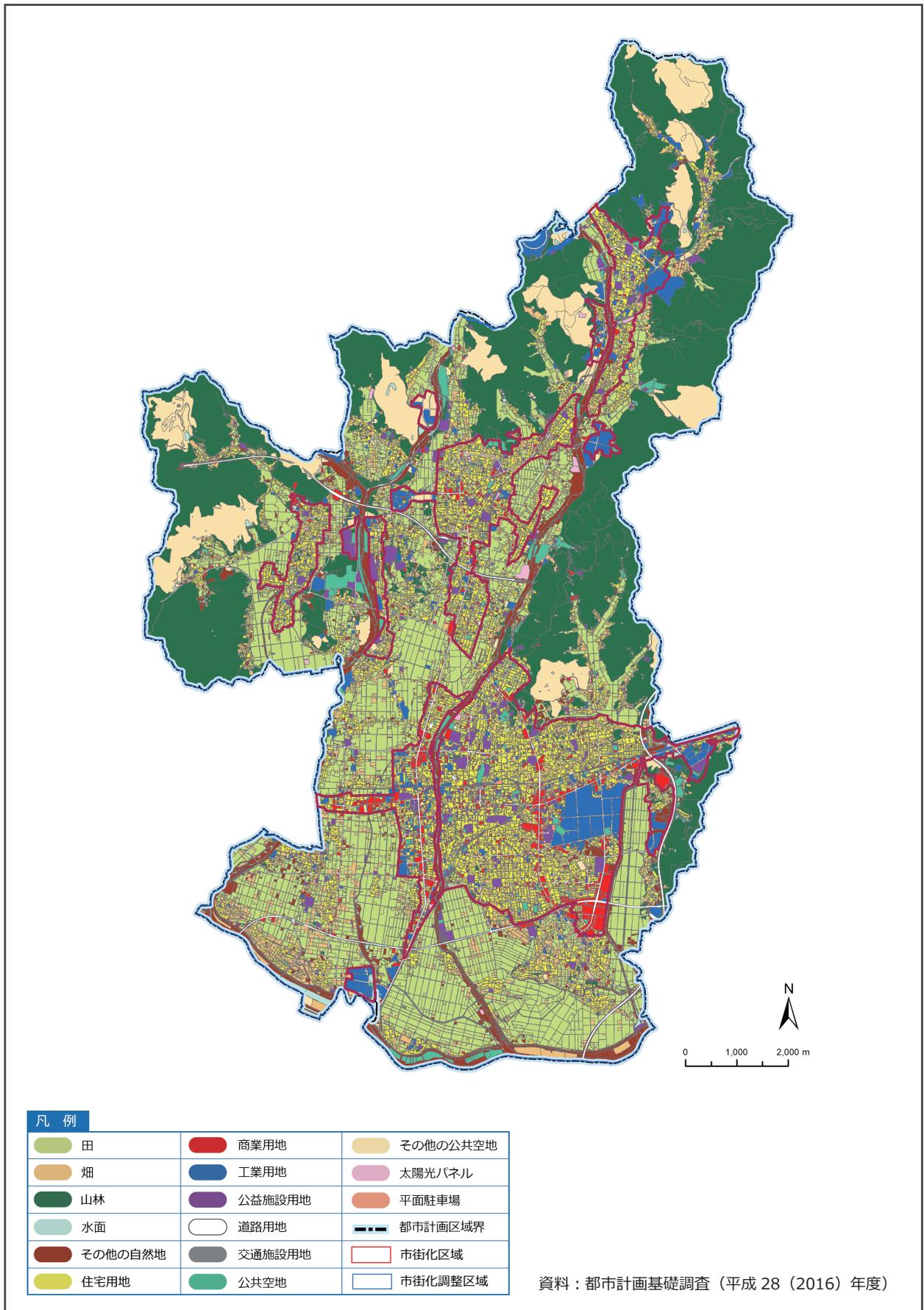
◆土地利用の状況(市街化調整区域)



土地利用	面積 (㎡)	割合
田	2,761.5	27.8%
畑	668.9	6.7%
山林	3,689.9	37.1%
水面	143.7	1.4%
その他自然地	691.8	7.0%
住宅用地	591.0	6.0%
商業用地	58.3	0.6%
工業用地	183.1	1.8%
公益施設用地	109.3	1.1%
交通施設用地	8.2	0.1%
公共空地	138.5	1.4%
その他の公共空地	863.5	8.7%
太陽光パネル	17.4	0.2%
平面駐車場	7.5	0.1%
合計	9,932.6	100%

※割合は小数点第2位を四捨五入しているため
合計が一致しない場合がある

◆土地利用現況図

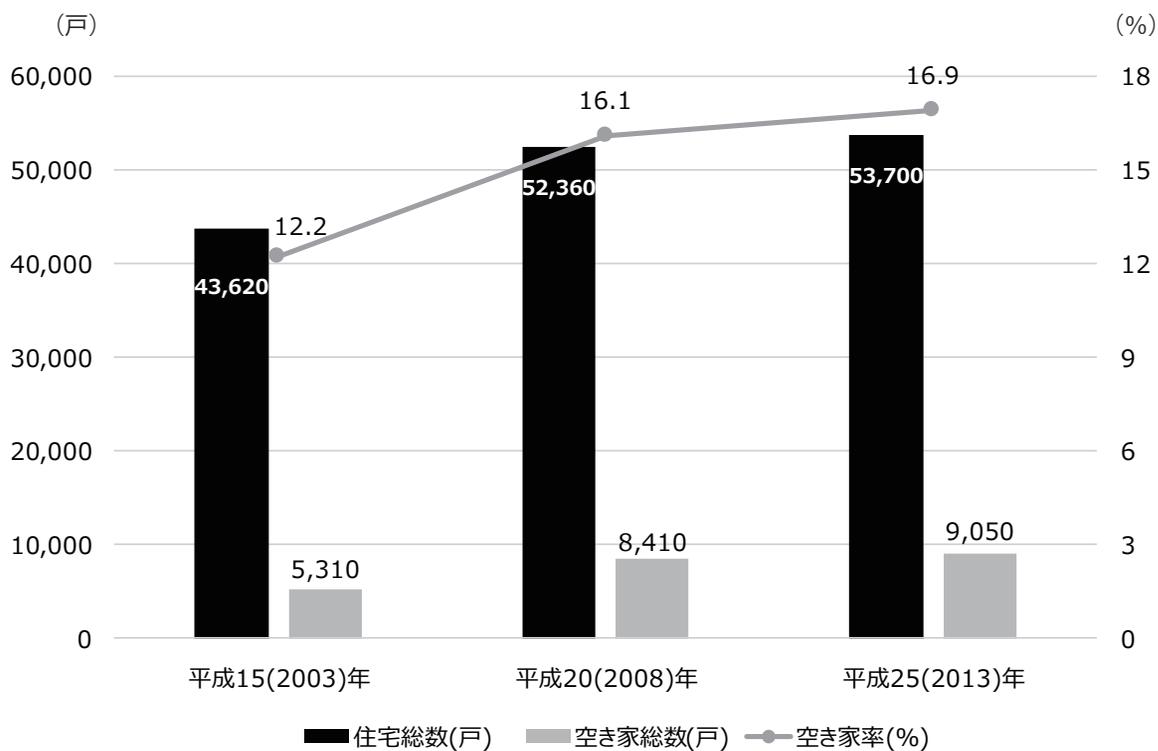


2) 空き家

●住宅総数、空き家総数は増加傾向にある。地域に応じて空き家の状態に特徴がみられる。

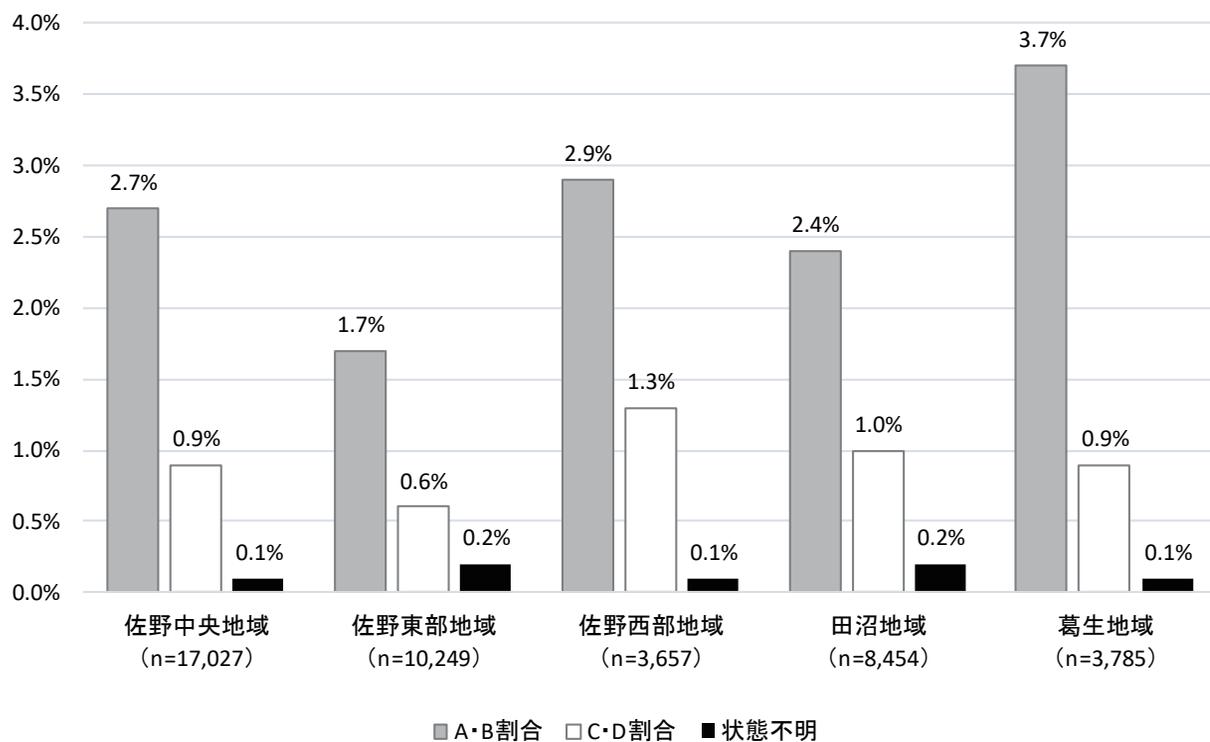
- 平成 25(2013) 年の住宅総数は 53,700 戸、空き家数は 9,050 戸、空き家率は 16.9%となっており、平成 15(2003) 年と比較すると、住宅総数は約 10,000 戸の増加、空き家数は約 3,700 戸の増加、空き家率は 4.7 ポイントの増加となっている。
- 都市計画区域内の地区別の状態区分別の空き家の割合をみると、状態区分 A・B（状態が良好で利活用の可能性のある）の空き家の割合は葛生地域、佐野西部地域で高くなっている。一方で、状態区分 C・D（状態が悪く危険性の高い）の空き家の割合は、佐野西部地域、田沼地域で高くなっている。

◆住宅総数・空き家総数・空き家率の推移



資料：住宅・土地統計調査

◆空き家等実態調査結果（地区別）



状態区分

A：売り物件や入居者募集の建物で、貸出できそうな状態となっている。

B：建物に目立った破損はなく、利活用できそうな状態となっている。

C：外壁材や瓦材等の飛散により、近隣家屋や通行人等に危険性がある。

D：柱・梁等の腐敗・破損等により倒壊の恐れがある。

資料：佐野市空き家等対策計画

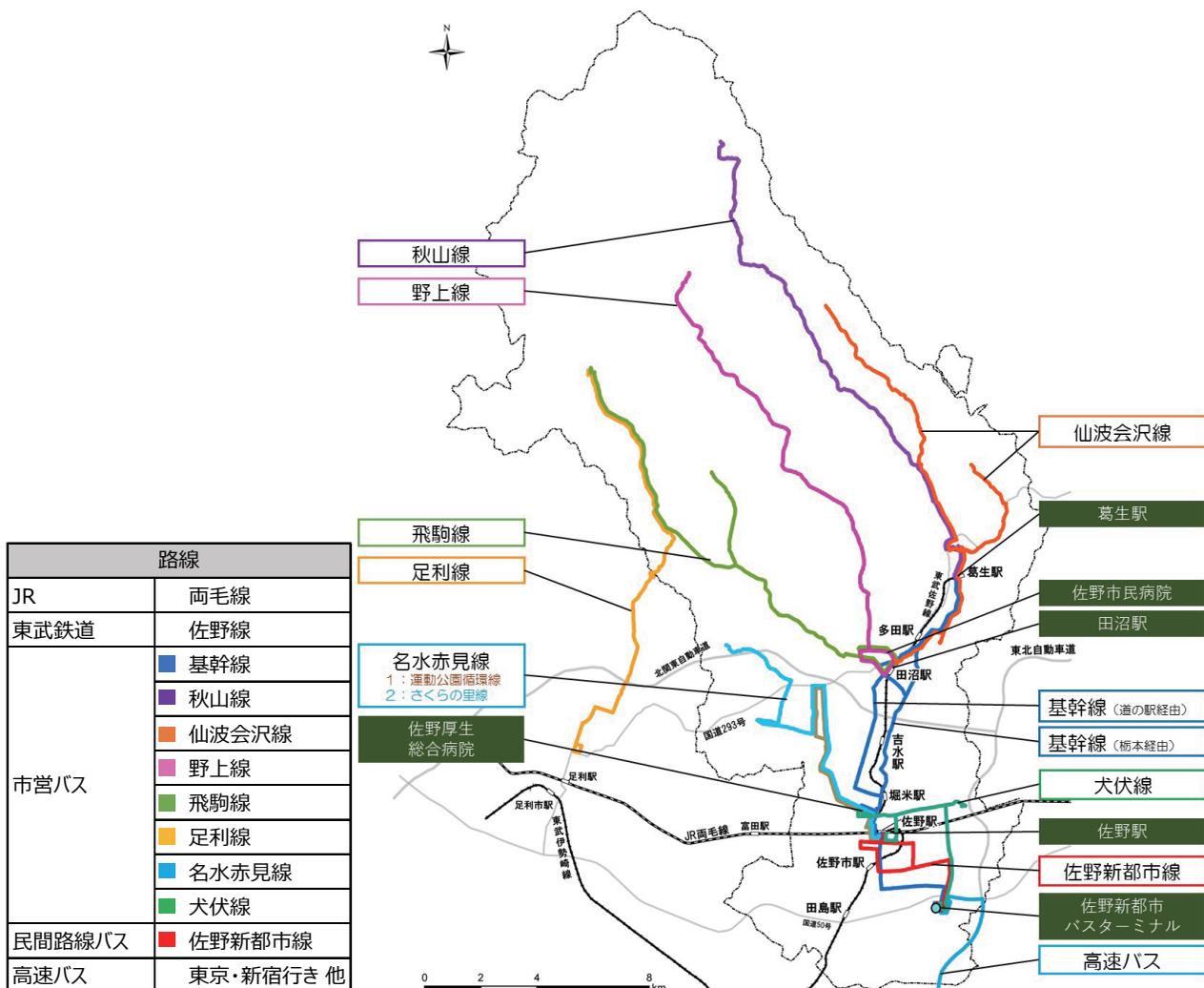
(4) 公共交通

1) 公共交通の状況

●市の南部などでは、公共交通の空白地域がみられる。

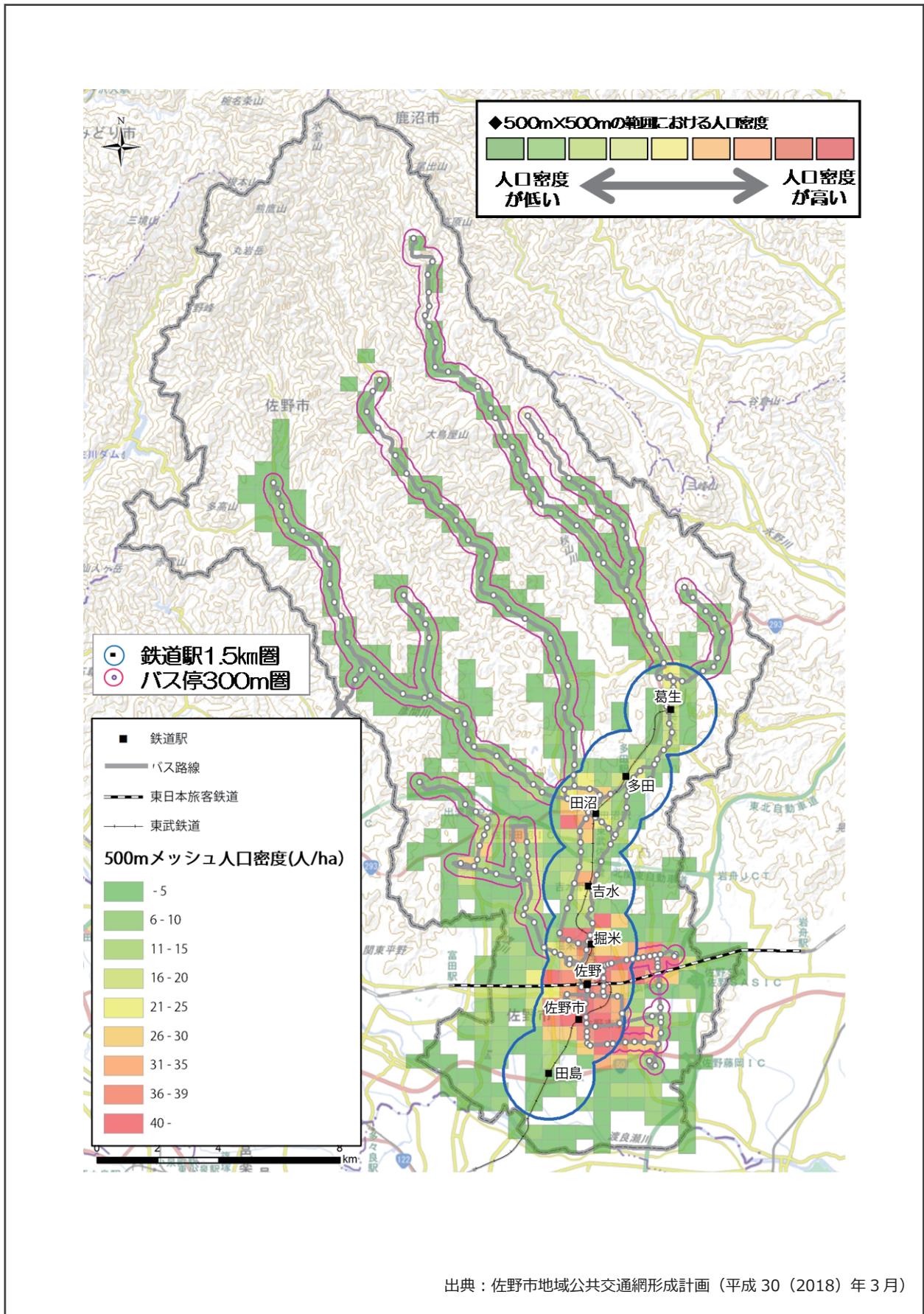
- 公共交通について、鉄道はJR 両毛線、東武佐野線が市南部を中心に東西南北に運行しており、バスについては市営バスの「さーのって号」と民間路線バスの「佐野新都市線（関東自動車）、高速バス（ジェイアールバス関東）」が運行している。
- 市の南部などでは、鉄道駅、バス停からの徒歩圏域と人口分布の関係をみると、一部の地域には公共交通でカバーされていない範囲が存在している。

◆公共交通の状況（路線バス及び鉄道）



出典：市 HP、佐野市地域公共交通網形成計画（平成 30（2018）年 3 月）

◆公共交通と人口密度の関係



2) 公共交通の利用者推移（鉄道）

●一部の鉄道駅では利用者数が減少傾向にある。

- 市内の鉄道駅乗降客数の推移をみると、JR 両毛線佐野駅の利用者が多く、年間約 240 万人前後で推移している。東武佐野線では佐野駅が最も多く、年間約 120 万人前後で推移している。
- 平成 20(2008) 年度から平成 27(2015) 年度にかけて、JR 佐野駅と東武佐野駅、田島駅では乗降客数は増加しているが、その他の駅では横ばいもしくは減少している。

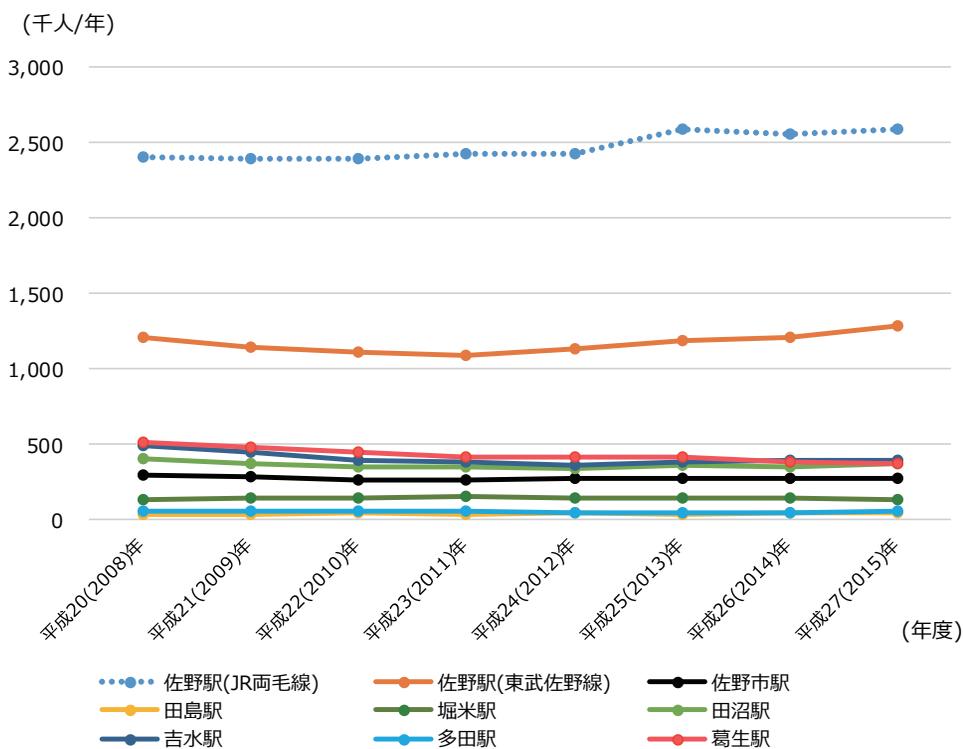
◆鉄道駅の乗降客数の推移（年間）

(単位：千人)

年度	JR両毛線		東武佐野線						
	JR佐野駅	佐野駅	佐野市駅	田島駅	堀米駅	田沼駅	吉水駅	多田駅	葛生駅
平成20(2008)年	2,406	1,208	296	38	134	404	488	54	516
平成21(2009)年	2,396	1,148	284	42	148	378	448	56	486
平成22(2010)年	2,388	1,108	260	48	142	356	396	56	444
平成23(2011)年	2,426	1,094	266	42	152	346	384	54	418
平成24(2012)年	2,424	1,138	276	46	142	342	362	52	416
平成25(2013)年	2,586	1,190	276	42	146	362	388	50	416
平成26(2014)年	2,552	1,208	276	46	140	356	400	52	380
平成27(2015)年	2,584	1,282	276	46	136	374	394	54	378

資料：佐野市統計書（乗車人員を2倍した値）

◆鉄道駅の乗降客数の推移（年間）



資料：佐野市統計書

3) 公共交通の利用者推移（バス）

●一部のバス路線では利用者数が減少傾向にある。

- 市営バスの利用者数は、平成28(2016)年では基幹線が6.1万人/年程度、名水赤見線が3.2万人/年程度である。その他の路線はおおむね1.0万人/年以下となっている。
- 民間路線バスの利用者数は、平成28(2016)年では18.3万人/年程度、高速バスの利用者数は49.1万人/年程度となっている。
- 基幹線、名水赤見線、犬伏線や佐野新都市線、高速バスでは利用者数が増加傾向にあるものの、足利線や秋山線などにおいては、利用者が減少傾向にある。

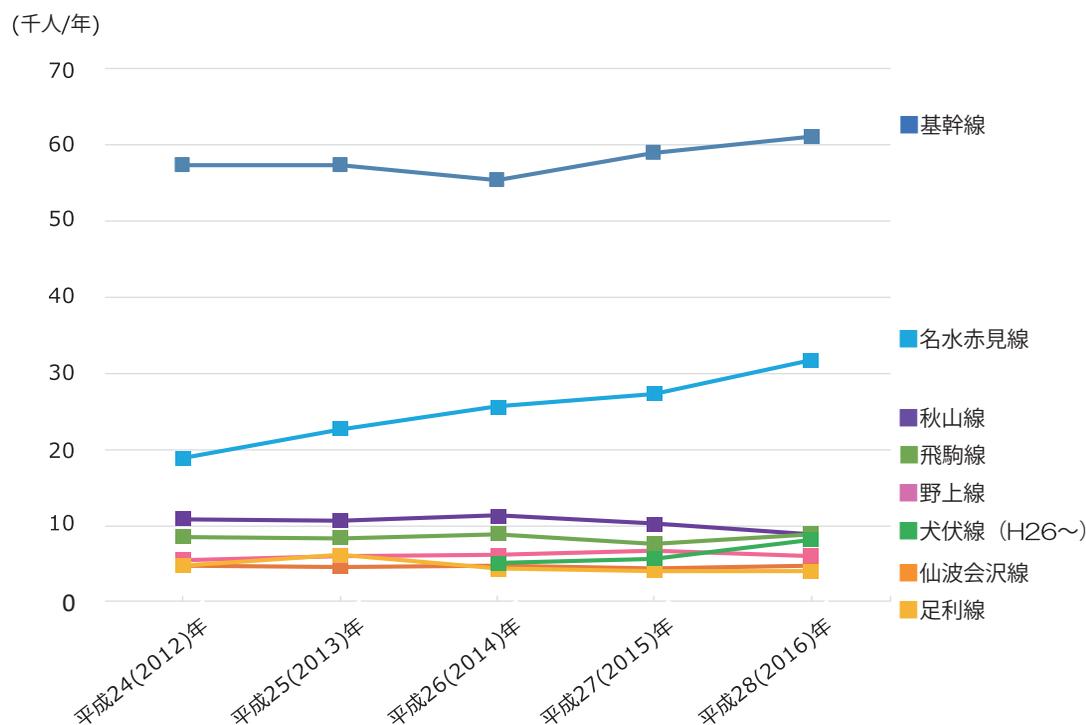
◆市営バスの利用者数の推移（年間）

(単位：人)

年度	市営バス								民間路線バス	高速バス
	基幹線	名水赤見線	秋山線	飛駒線	野上線	犬伏線	仙波会沢線	足利線	佐野新都市線	
平成24(2012)年	57,379	18,793	10,818	8,490	5,519	-	4,747	4,737	169,137	450,608
平成25(2013)年	57,416	22,691	10,681	8,319	5,945	-	4,626	6,141	180,414	452,762
平成26(2014)年	55,300	25,615	11,314	8,881	6,092	5,048	4,686	4,356	182,692	463,957
平成27(2015)年	58,905	27,340	10,242	7,612	6,715	5,642	4,389	4,087	180,520	475,078
平成28(2016)年	61,010	31,662	8,772	8,919	6,058	8,131	4,733	3,926	183,494	490,976

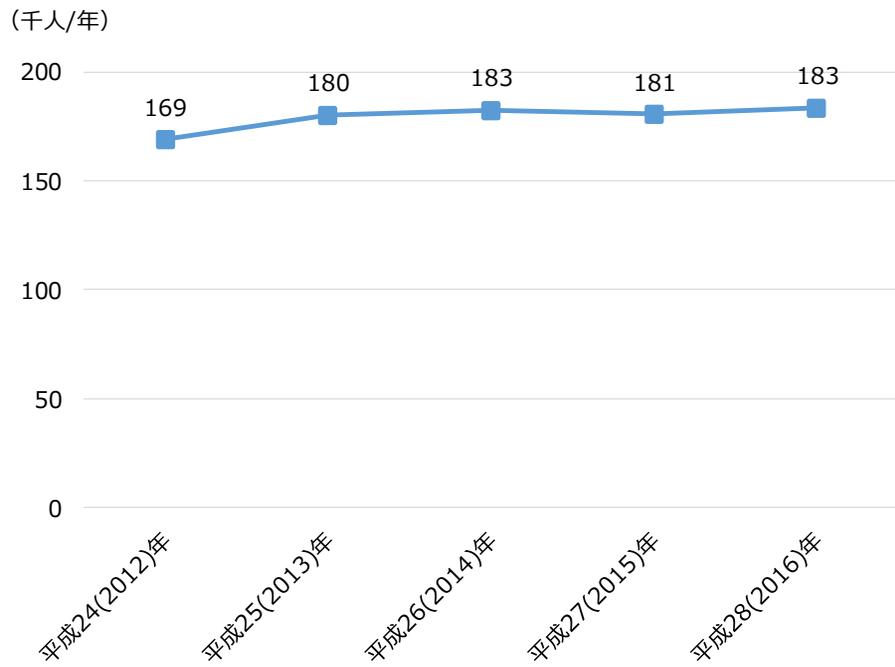
資料：佐野市統計書

◆市営バスの利用者数の推移（年間）



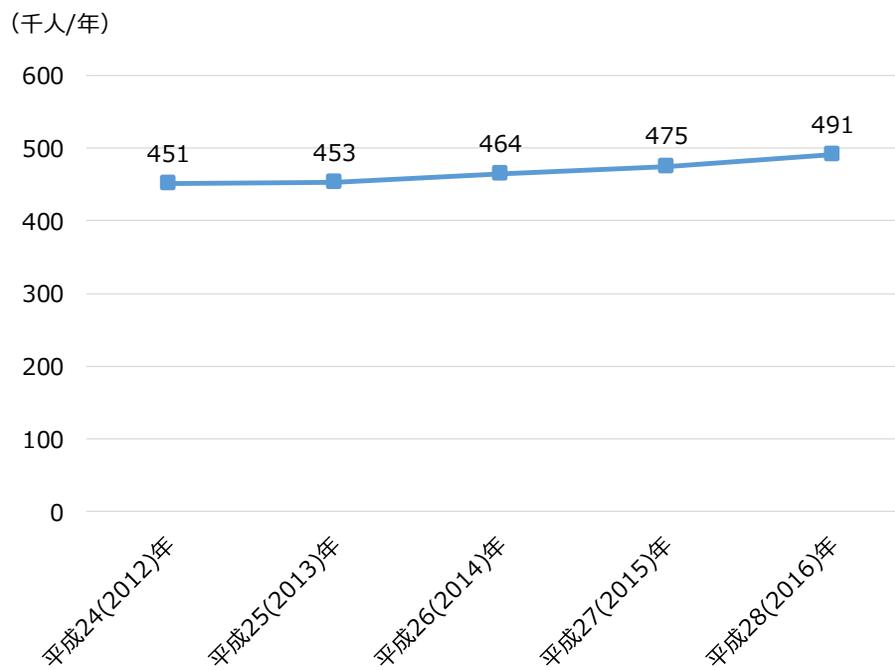
資料：佐野市統計書

◆民間路線バスの利用者数の推移（年間）



資料：佐野市統計書

◆高速バスの利用者数の推移（年間）



資料：佐野市統計書

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

(5) 災害

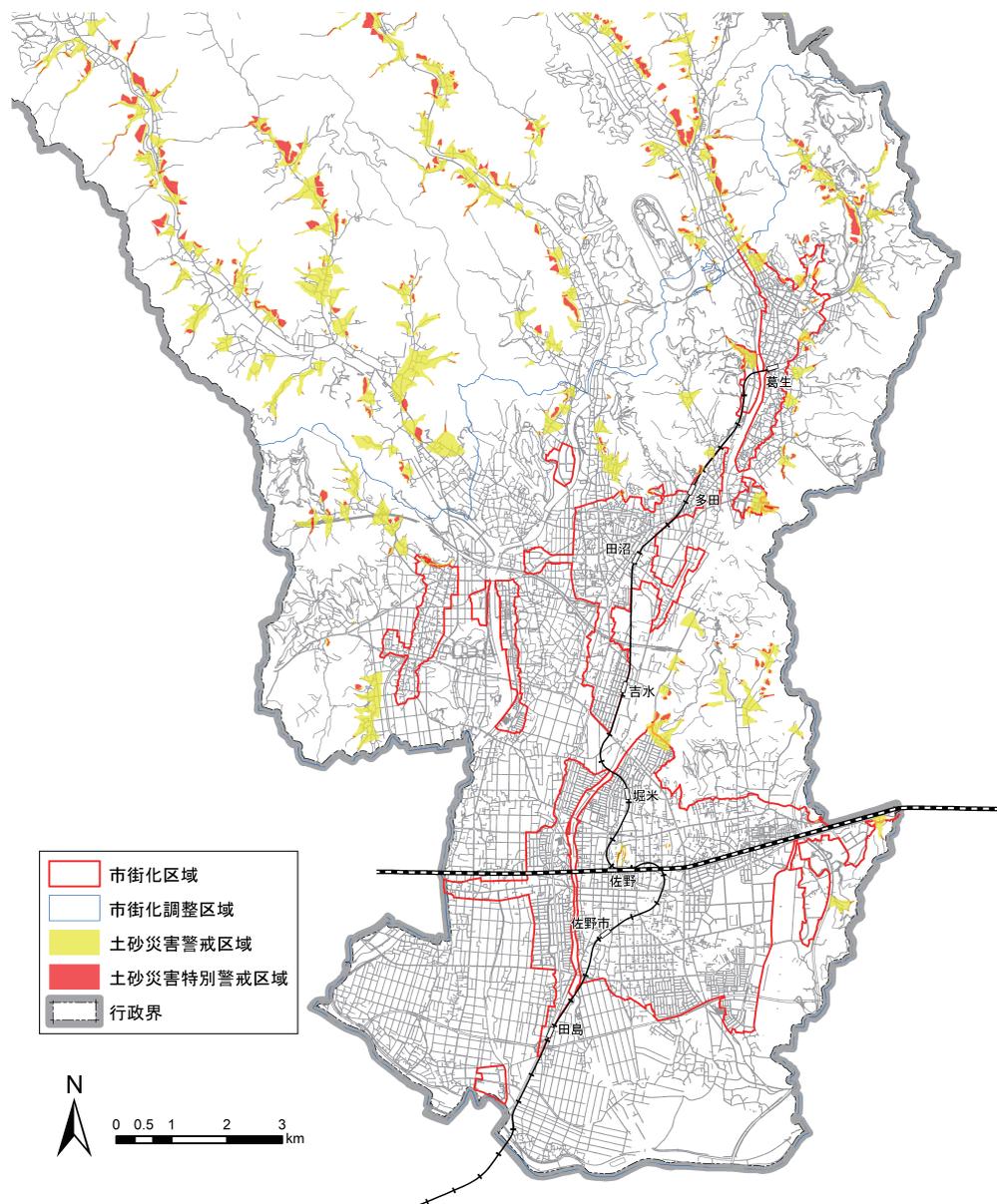
1) ハザードマップ（土砂災害区域）

●市街化区域内においても土砂災害の危険性がある区域が存在する。

●市街化調整区域や都市計画区域外では、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が存在する。

●市街化区域内においても土砂災害警戒区域が一部存在する。

◆土砂災害区域



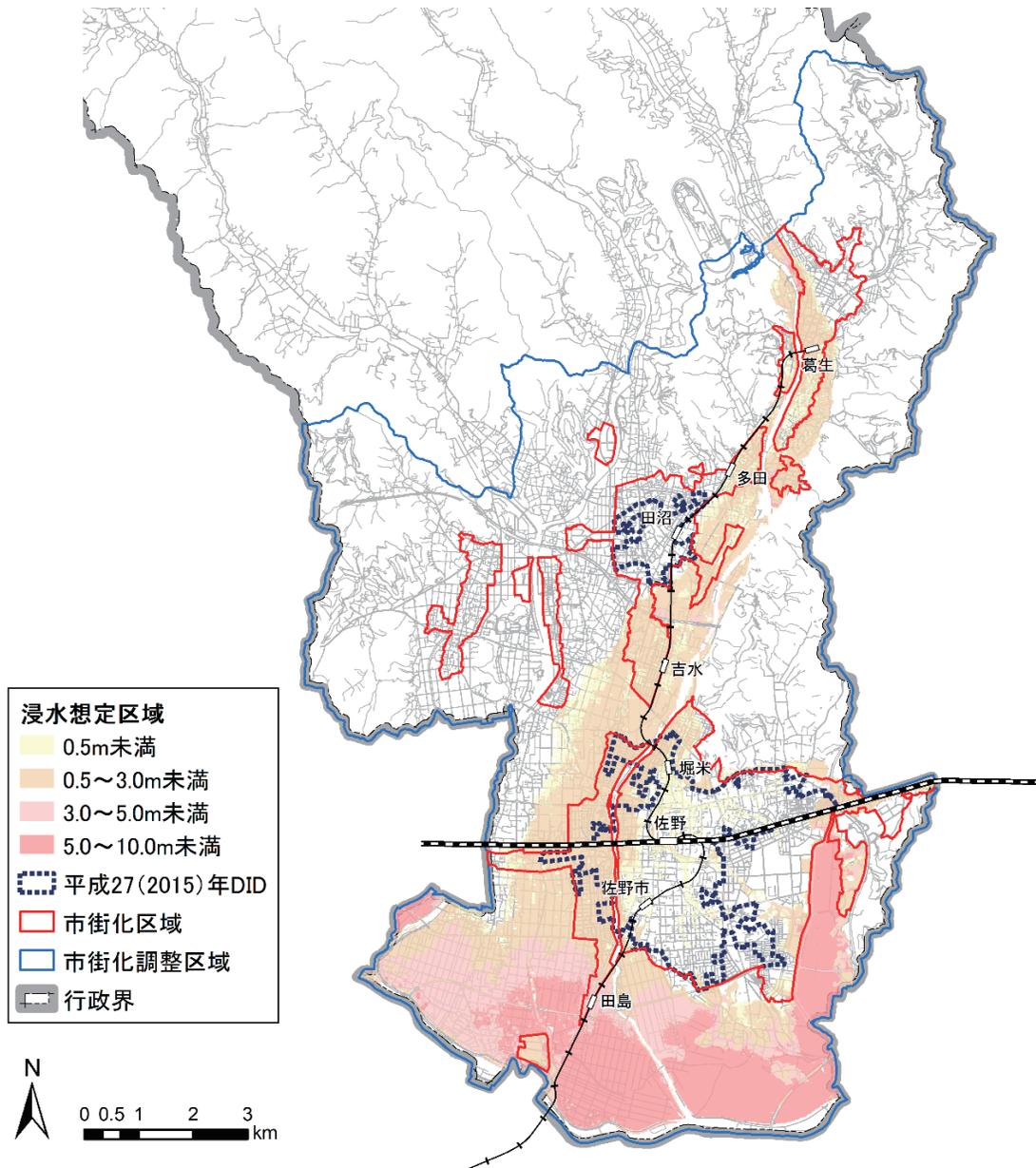
資料：洪水土砂災害ハザードマップ（平成30(2018)年11月）（佐野市）

2) ハザードマップ（浸水区域）

●市街化区域内においても浸水の危険性がある区域が存在する。

●市内には渡良瀬川の支流が複数あり、市南部および秋山川に沿って浸水想定区域に指定されている。

◆浸水想定区域

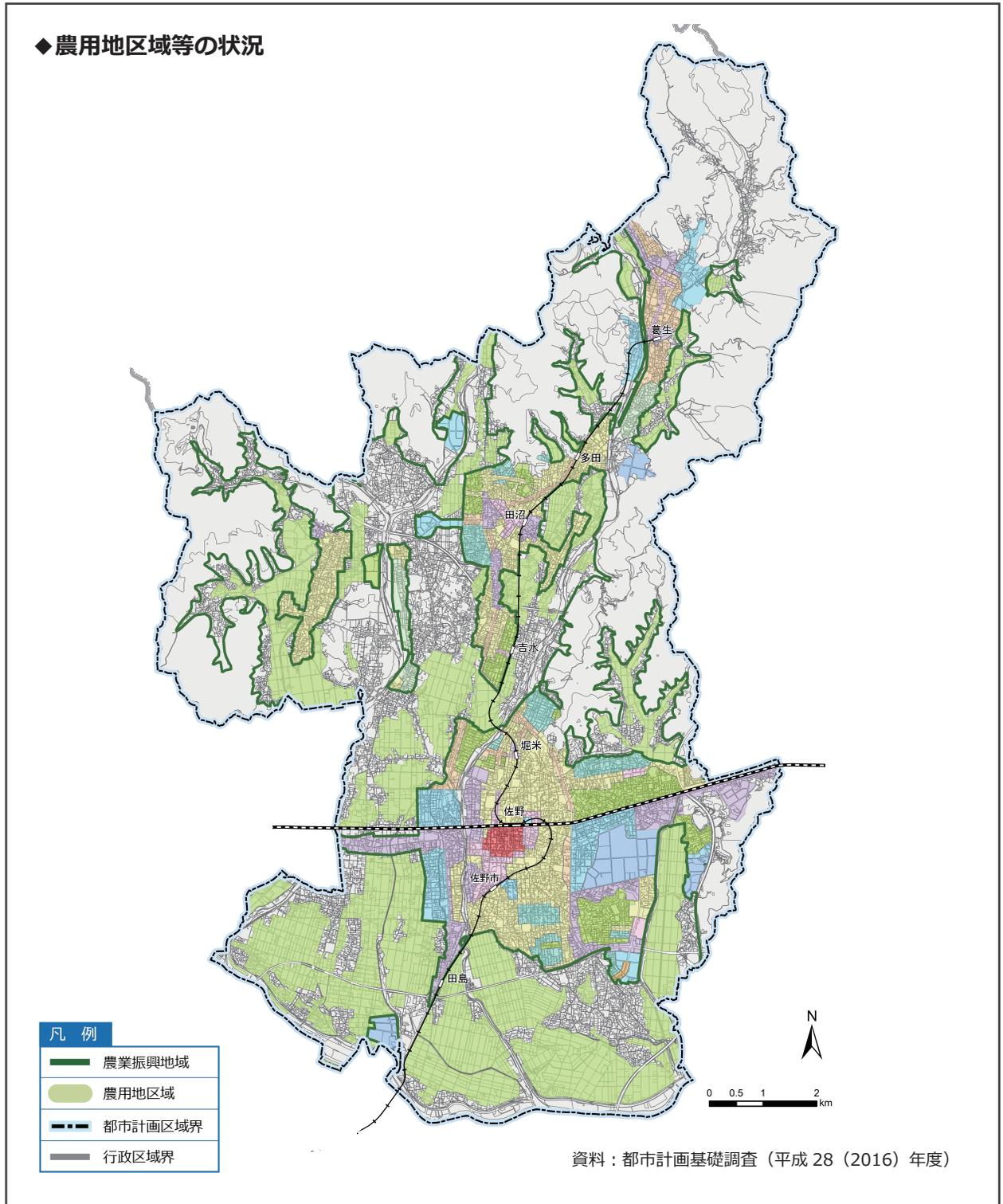


資料：洪水土砂災害ハザードマップ（平成30(2018)年11月）（佐野市）

(6) 法規制・都市計画

1) 主な法規制

- 市の南部や西部など広い範囲で農用地区域の指定がなされている。



2) 都市計画

- 市域の約 1/3 が都市計画区域の指定を受けており、そのうちの 2 割が市街化区域である。
- 都市計画事業として、都市計画道路の整備や土地区画整理事業が進められている。

- 市域面積のうち都市計画区域は約 13,254ha となっており、都市計画区域は市街化区域 3,013ha (22.7%)、市街化調整区域 10,241ha (77.3%) が指定されている。
- 土地区画整理事業は 27 地区で実施されており、うち 1 地区は平成 30(2018) 年度から行政施行により実施中である。
- 都市計画道路は総延長 139.27km が計画決定され、うち 102.29km で完成し、改良率は 73.4%となっている。

◆都市計画の状況（平成 30(2018) 年度末現在）

市域	35,604ha	—
都市計画区域	13,254ha	100.0%
市街化区域	3,013ha	22.7%
市街化調整区域	10,241ha	77.3%

資料：都市計画課調べ

◆土地区画整理事業の状況（平成 30(2018) 年度末現在）

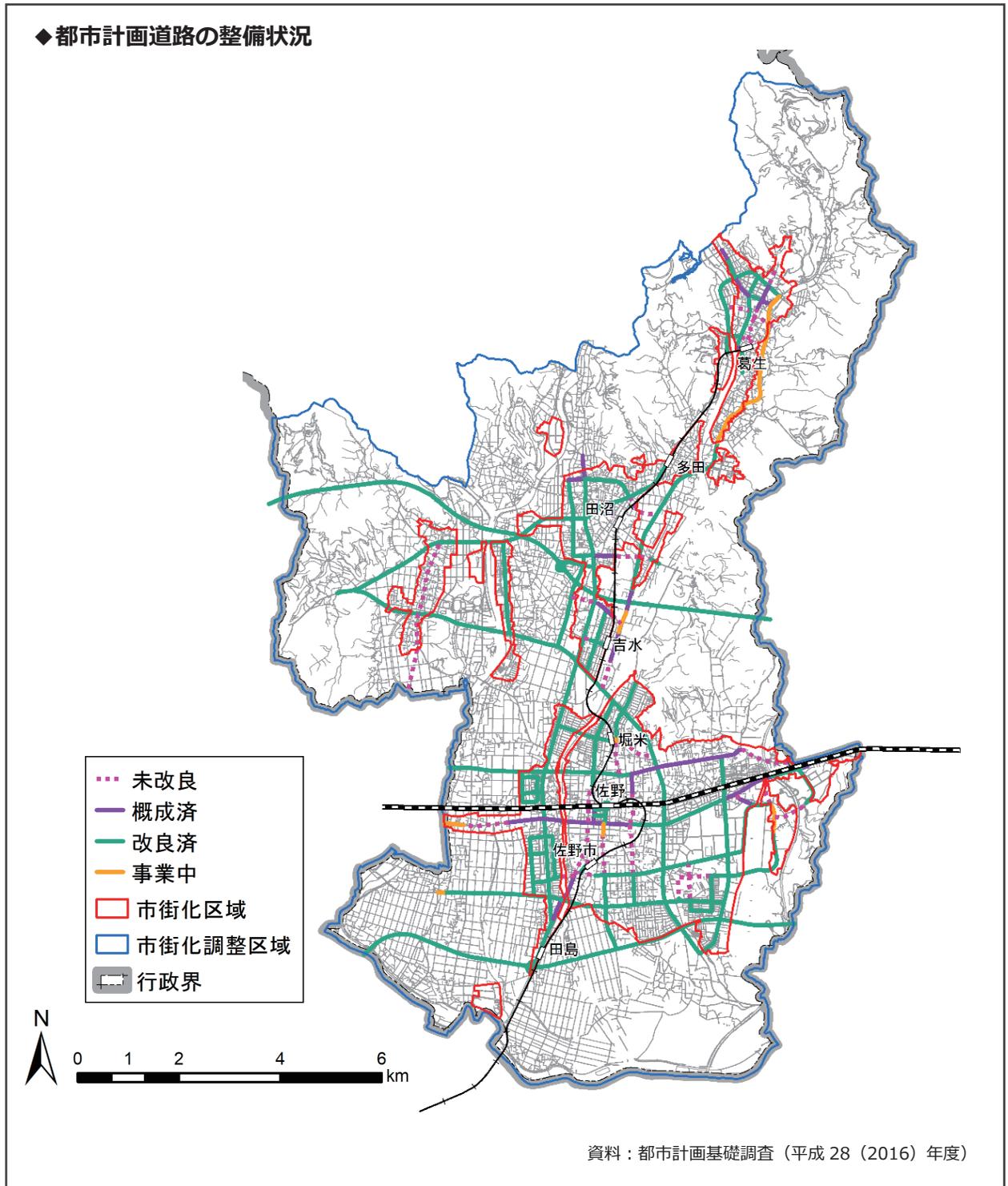
	地区数	面積
行政施行	11地区	323.3ha
組合施行	9地区	258.5ha
個人施行・その他	7地区	185.8ha
合計	27地区	767.6ha

資料：都市計画課調べ

◆都市計画道路の状況（平成 28(2016) 年度末現在）

	計画(km)	改良(km)	改良率	概成済(km)
佐野市計	139.27	102.29	73.4%	11.20
自動車専用道路	10.16	10.16	100.0%	0.00
幹線街路	128.97	91.99	71.3%	11.20
特殊街路	0.14	0.14	100.0%	0.00

資料：平成 29 (2017) 年度 都市計画基礎調査



2. 都市計画マスタープラン策定体制

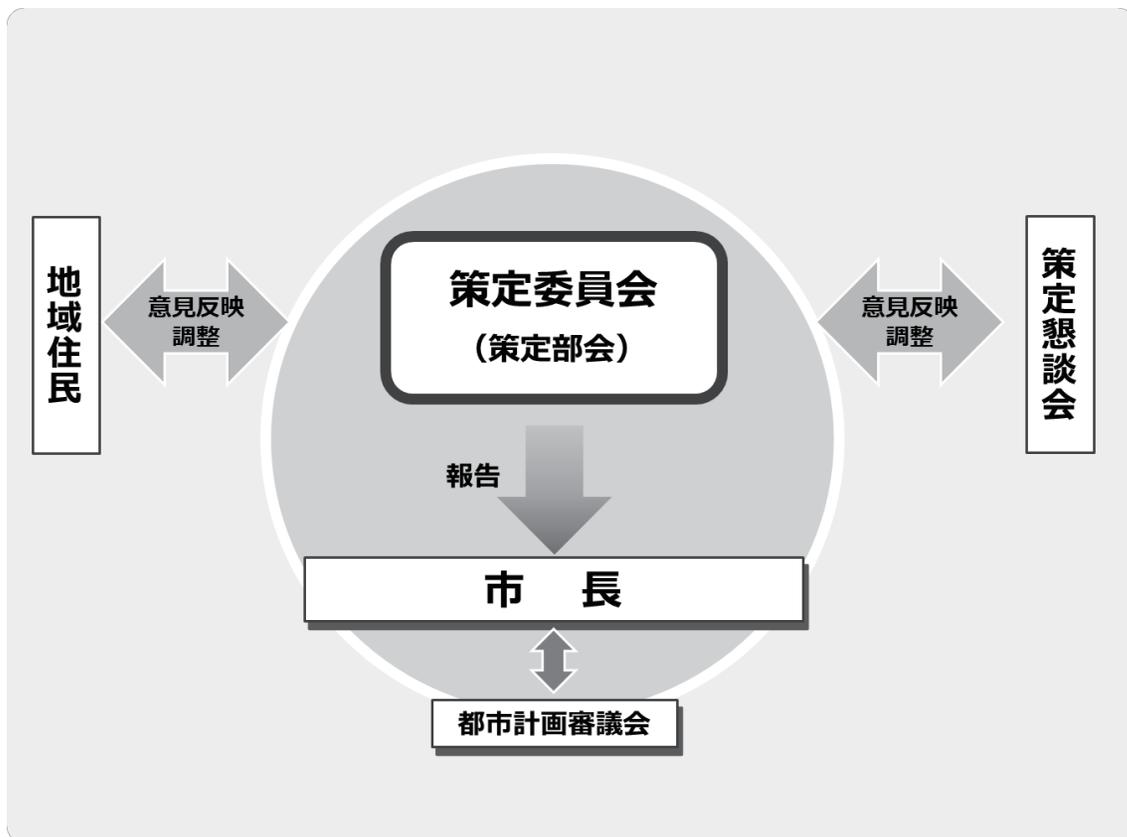
□ 平成 29（2017）年度

計画の策定主体となる「策定委員会」及び「策定部会」、学識経験者や県・市の関係者を交えた「策定懇談会」を設立し、都市計画上の課題と全体構想を中心に検討しました。

□ 平成 30（2018）年度

地域別構想、実現化方策を中心に検討し、前年度設立した組織及び市民との協議、意見交換を踏まえた上で、都市計画審議会に図り、本マスタープランを策定しました。

◆ 策定体制図



◆佐野市都市計画マスタープラン策定懇談会設置要綱

平成 29(2017) 年 11 月 14 日告示第 275 号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき策定する本市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)に関し意見を聴くため、佐野市都市計画マスタープラン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。
(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 佐野市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱(平成29年佐野市訓令第21号)第1条に規定する佐野市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)が作成する都市計画マスタープランの素案に関し意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事務
(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 佐野市町会長連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (3) 関係機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランが策定される日までとする。

2 市長は、前条第2項第2号の規定に該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

□ 策定懇談会名簿

◆平成 29 (2017) 年度

区 分	氏 名	所 属
学識経験のある者 (1号委員)	増山 正明 (会長)	足利工業大学 教授
	田村 田	佐野日本大学短期大学 講師
	長田 哲平	宇都宮大学 助教
	為国 孝敏 (副会長)	NPO 法人 まちづくり支援センター 代表理事
	大芦 宏	佐野農業協同組合 代表理事組合長
佐野市町会長連合会 (2号委員)	上岡 良雄	佐野市町会長連合会 会長
	倉持 勇	佐野市町会長連合会 副会長
	秦 俊一	佐野市町会長連合会 副会長
関係行政機関の職員 (3号委員)	内田 浩二	栃木県県土整備部都市計画課 課長
	西川 能文	栃木県安足土木事務所 所長
	鈴木 政明	栃木県安足農業振興事務所 所長

◆平成 30 (2018) 年度

区 分	氏 名	所 属
学識経験のある者 (1号委員)	増山 正明 (会長)	足利大学 教授
	田村 田	佐野日本大学短期大学 准教授
	長田 哲平	宇都宮大学 助教
	為国 孝敏 (副会長)	NPO 法人 まちづくり支援センター 代表理事
	大芦 宏	佐野農業協同組合 代表理事組合長
佐野市町会長連合会 (2号委員)	田澤 真人	佐野市町会長連合会 副会長
	倉持 勇	佐野市町会長連合会 副会長
	秦 俊一	佐野市町会長連合会 副会長
関係行政機関の職員 (3号委員)	内田 浩二	栃木県県土整備部都市計画課 課長
	西川 能文	栃木県安足土木事務所 所長
	天谷 正行	栃木県安足農業振興事務所 所長

◆佐野市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成 29(2017) 年 11 月 14 日訓令第 21 号
改正

平成 30(2018) 年 3 月 30 日訓令第 8 号

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、佐野市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都市計画マスタープランの素案の作成に関すること。
- (2) 佐野市都市計画マスタープラン策定懇談会設置要綱（平成 29 年佐野市告示第 275 号）第 1 条に規定する佐野市都市計画マスタープラン策定懇談会からの前号の都市計画マスタープランの素案に対する意見を検討し、都市計画マスタープランの原案を作成すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関し必要があると認める事務

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は都市建設部長を、副委員長は総合政策部長を、委員は別表第 1 に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 委員会は、都市計画マスタープランの素案を作成するため、部会を置く。

- 2 部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都市計画マスタープランの素案を作成し、これを委員会に提出すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が指定する事務を行い、その結果を委員会に報告すること。
- 3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は都市計画課長を、部会員は別表第 2 に掲げる職員をもって充てる。

- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

行政経営部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化部長 観光スポーツ部長
水道局長 教育総務部長

(平成30年一部改正)

別表第2 (第6条関係)

政策調整課長 行政経営課長 環境政策課長 交通生活課長 社会福祉課長 医療保険課長 産業立市推進課長 農政課長 観光立市推進課長 都市整備課長 道路河川課長 建築住宅課長
空き家対策室長 下水道課長 教育総務課長

(平成30年一部改正)

□ 策定経過

◆平成 29（2017）年度

- 12月14日
第1回 策定委員会及び策定部会
- 12月25日
第1回 策定懇談会
- 2月2日
第2回 策定部会
- 2月15日
第2回 策定委員会
- 3月26日
第2回 策定懇談会

◆平成 30（2018）年度

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| ●5月22日
都市計画審議会 | ●10月2日
第4回 策定部会 |
| ●7月5日
第3回 策定部会 | ●10月10日
第5回 策定委員会 |
| ●7月17日
第3回 策定委員会 | ●10月16日
第4回 策定懇談会 |
| ●8月3日
第3回 策定懇談会 | ●10月25日
都市計画審議会 |
| ●8月22日
第4回 策定委員会 | ●12月25日～1月28日
パブリック・コメント |
| ●9月14日
佐野東部地域住民説明会 | ●2月7日
都市計画審議会 |
| ●9月18日
佐野西部地域住民説明会 | |
| ●9月19日
佐野中央地域住民説明会 | |
| ●9月26日
田沼地域住民説明会 | |
| ●9月28日
葛生地域住民説明会 | |

第
1
章第
2
章第
3
章第
4
章第
5
章資
料
編

第 2 次 佐野市都市計画マスタープラン
平成 31 (2019) 年 3 月

発行 佐野市

編集 佐野市都市建設部都市計画課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地

T E L 0283-20-3100

F A X 0283-20-3035

E-mail toshi@city.sano.lg.jp

U R L <http://www.city.sano.lg.jp>